

令和 5 年度若年技能者人材育成支援等事業実施計画書

1 事業の実施体制

<p>1) 栃木県技能振興コーナー実施体制</p>	<p>ア) 地域技能振興コーナー長（以下「コーナー長」という）については職業能力開発協会職員の業務とし、以下①～④の業務を行います。</p> <p>① 地域における本事業の責任者として、厚生労働省と中央技能振興センターとの連絡調整・情報共有等を行います。</p> <p>② 本事業の目標達成のため、当該地域における事業の進捗状況の管理及び実績把握を行ないます。</p> <p>③ 地域の業界団体、企業、教育訓練機関等との連絡調整、業務の遂行及び目標の達成に必要な会議の主催等を行ないます。</p> <p>④ その他、本事業で実施する事業に必要な業務について責任を負います。</p> <p>イ) コーナー事業を適切に実施するのに必要な人数分の一般職員を配置し以下の①～③の業務を行ないます。</p> <p>① 事務長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の進捗状況及び実績管理、コーナー長が主催する会議運営 ・ 技能五輪等競技会関係／連携会議／技能士会等対外関係、広報関係 ・ ものづくりマイスター認定・登録 ・ コーディネート業務管理 ・ 本事業で実施する事業に必要な企画、立案業務 <p>② 経理事務担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の庶務、経理、傷害保険等 ・ 事業予算の進捗管理と報告 ・ 技能五輪等競技会関係の支援に係る業務 <p>③ 業務担当コーディネーター（2名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネート業務全般 ・ ものづくりマイスター等活用業務全般
---------------------------	---

2 地域における技能振興事業の実施

<p>1) 技能五輪全国大会予選の実施</p>	<p>ア) 予選の実施意義 本県の若年者に技能五輪全国大会を目指すという目的を与え、その結果、技能水準の高まりが期待できる。</p> <p>イ) 予選職種 栃木県職業能力開発協会が独自の選考基準により推薦する職種のうち、1職種について技能検定とは別に予選会として競技を実施します。</p> <p>📁 予選会実施の競技職種 実施職種：日本料理 実施規模：10名程度 実施時期：第4四半期2月上旬頃</p> <p>ウ) 参加選手の募集方法 業界団体に協力を依頼し、ホームページ等を活用し、県民に広く周知します。</p>
<p>2) 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施</p>	<p>技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会の参加を促進するため、中小企業・教育訓練機関に所属する参加選手と指導者の旅費と工具等の運搬費について援助を行います。</p> <p>(支援予想等人員)</p> <p>ア) 技能五輪全国大会 (14職種 12社/校) 選手：約25名、指導者：約15名</p> <p>イ) 若年者ものづくり競技大会 (5職種 3校) 選手：約12名、指導者：約8名</p>
<p>3) 卓越した技能者(現代の名工)の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援</p>	<p>社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するための一助として、被表彰者を紹介するためのコンテンツ作成を支援します。</p>
<p>4) 「地域発! いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応</p>	<p>ア) 「地域発! いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業は令和5年度は新規認定を行なわない。</p> <p>イ) すでに認定を受けた事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は対応する。</p> <p>📁 栃木県の認定実績</p> <p>「地域発! いいもの」 : 2件 グッドスキルマーク : 4件</p>

3 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について

<p>1) ものづくりマイスターの開拓及び認定・登録</p>	<p>ア) ものづくりマイスター制度の周知と開拓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象職種の企業・業界団体等を積極的に訪問し候補者の情報収集等を行います。 <p>☞ 訪問頻度：2日/月</p> <p>イ) ものづくりマイスターの掘り起こし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録認定者の職種や人数を踏まえたうえ地域ニーズを勘案し、不足している職種については重点的に募集を行います。 <p>ウ) 認定・登録業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定申請の書類作成にあたっては、申請者と協力のうえ作成し、認定申請書の受理業務を行い、取りまとめてセンターへ提出します。 <p>☞ 認定者数：3名以上</p>
<p>2) ものづくりマイスターに対する研修</p>	<p>ア) 指導技法等講習の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに認定したものづくりマイスターの中での受講対象者及び、過去3年間に指導実績がないものづくりマイスター向けに開催する。 <p>☞ 開催回数：年2回程度</p> <p>イ) 中央技能振興センター主催「事例発表・意見交換会」への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催職種を基に対象のものづくりマイスターを人選し参加。

4 ものづくりマイスターの活用に係る業務について

<p>1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等</p>	<p>ア) 相談・援助等の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選任のコーディネーターを2名配置する。 ・ものづくりマイスター活用企業等の開拓を実施する。 ⇒開拓の際には、技能検定実施部門、業界団体、労働団体等の協力を得る。 ・訪問先ではヒアリング等でニーズを把握しものづくりマイスターの活用を提案する。
<p>2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施</p>	<p>ア) 派遣対象企業等・指導対象者の要件</p> <p>① 企業・業界団体等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を利用したことがない、または令和4年度及び令和5年度に派遣実績がないこと。 <p>② 工業高校等学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業派遣実績の有無を問わない。 <p>*但し指導内容は将来の若年技能者の人材確保・育成に繋がるものとする。</p>

<p>3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信</p> <p>4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施</p>	<p>③ 不特定多数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーナー自らが計画立案しホームページ等に開催案内・募集案内を掲載し多数の参加対象者に周知広報する。 <p>イ) 活動目標について</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 訪問頻度：5日/月 ☞ 中小企業・業界団体の開拓：10社/年 ☞ ものづくりマイスターの活動数：1400人日以上 <p>【活動数目標内訳】</p> <table border="1" data-bbox="954 562 1428 857"> <thead> <tr> <th>指導先</th> <th>活動数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業・団体</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>工業高校等学校</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>公共施設等</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>サポステ</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>小中学校等</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア) 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施 活動数：20人日</p> <p>イ) 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信 ※令和5年度は再開 活動数：200人日</p> <p>ア) ものづくりマイスターの認定がされていない職種について実施 実施規模：60名程度</p>	指導先	活動数	中小企業・団体	200	工業高校等学校	900	公共施設等	80	サポステ	20	小中学校等	200
指導先	活動数												
中小企業・団体	200												
工業高校等学校	900												
公共施設等	80												
サポステ	20												
小中学校等	200												

5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について

<p>1) 連携会議の設置</p>	<p>ア) 連携会議の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県・経済団体・労働局等をメンバーとしたコーナー主催の連携会議を年2回開催し、推進計画や実施計画の策定や事業実施に当たっての連携・協力の在り方の検討、並びに事業の進捗管理を行なっていきます。 <p>イ) 連携会議の開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目（5月中旬） 内容：事業実施にあたって連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定） ・2回目（12月上旬） 内容：当該年度の事業実施状況報告
-------------------	--

	<p>ウ) 連携会議の構成について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 栃木県労働政策課 ・ 教育委員会高校教育課・ 商工会議所連合会 ・ 商工会連合会 ・ 経営者協会・ 中小企業団体中央会 ・ 労働局 ・ 日本労働組合総連合会・ 技能士会連合会 ・ 高齢・障害・求職者雇用支援機構・ 建築組合連合会 ・ 製造業代表事業所・ 高等学校教育研究会工業部会
--	---